

(1) 自動車の定義

大気汚染防止法で定義されている自動車とは、表1に示す道路運送車両法施行規則に規定されている普通自動車、小型自動車、軽自動車等で、ガソリン、軽油又はLPG（液化石油ガス）を燃料とするもの、及び道路運送車両法に規定されている原動機付自転車で、ガソリンを燃料とするものである。

表1 道路運送車両法による自動車の種別

自動車の種別 法第3条 規則第2条	構造及び原動機 規則第2条	自動車の大きさ 規則第2条	備 考〔登録の対象となる自動車の 種別及び用途による分類番号〕
普通自動車	小型、軽、大特、小特以外		貨物自動車 1、10~19、100~199 乗合自動車（乗車定員11人以上） 2、20~29、200~299 乗用自動車（乗車定員10人以下） 3、30~39、300~399 特種用途車 8、80~89、800~899
小型自動車	4輪以上のもの及び被けん引車で軽、大特、小特以外（排気量2.00L以下（ディーゼル及び天然ガスを除く））	長さ 幅 高さ 4.70m×1.70m×2.00m以下	4輪以上の貨物自動車 4、40~49、400~499 4輪以上の乗用自動車及び乗合自動車 5、50~59、500~599 3輪の貨物自動車 6、60~69、600~699 3輪及び4輪乗用自動車 7、70~79、700~799 特種用途車 8、80~89、800~899
	2輪及び3輪で軽、大特、小特以外		
軽自動車	2輪以外のもの及び被けん引車で大特、小特以外（排気量0.660L以下）	3.40m×1.48m×2.00m以下	(注)小型2輪、軽、小型特殊自動車は登録の対象とはならない。
	2輪で大特、小特以外（排気量0.250L以下）	2.50m×1.30m×2.00m以下	
大型特殊自動車	小特以外で、 ・ショベル・ローダなどの特殊自動車 ・農耕作業自動車		大型特殊自動車 9、90~99、900~999 大型特殊自動車のうち建設機械に該当するもの 0、00~09、000~099
小型特殊自動車	・ショベル・ローダなどの特殊自動車（最高速度15km/h以下） ・農耕作業自動車（最高速度35km/h未満）	4.70m×1.70m×2.80m以下	

法第2条 規則第1条	構造	原 動 機	総排気量又は定格出力	種 別
原動機付自転車	二輪	内 燃 機 関	0.125L以下	第一種 総排気量0.050L以下 定格出力0.60kW以下
	二輪以外		0.050L以下	
	二輪	以 外 の も の	1.00kW以下	第二種 第一種以外のもの
	二輪以外		0.60kW以下	

(参考) 道路交通法による自動車の種類

自動車の種類 法 第 3 条	車体の大きさ等 規則第2条
大型自動車	自二、小特、大特以外の自動車で、車両総重量 11,000kg 以上のもの、 最大積載量 6,500kg 以上のもの又は乗車定員 30 人以上のもの
中型自動車	大型、自二、小特、大特以外の自動車で、車両総重量が 5,000kg 以上 11,000kg 未満のもの、最大積載量が 3,000kg 以上 6,500kg 未満のもの又は 乗車定員が 11 人以上 29 人以下のもの
普通自動車	大型、中型、自二、小特、大特以外の自動車
大型自動二輪車	総排気量 0.400L を超える内燃機関を原動機とする二輪の自動車で、小 特、大特以外のもの
普通自動二輪車	二輪の自動車で、小特、大特、大型自二以外のもの
小型特殊自動車	カタピラを有する自動車などの特殊自動車で、 4.70m × 1.70m × 2.00m 以 下、最高速度 15km/h 以下のもの
大型特殊自動車	特殊自動車で、小特以外のもの